

農林水産委員会

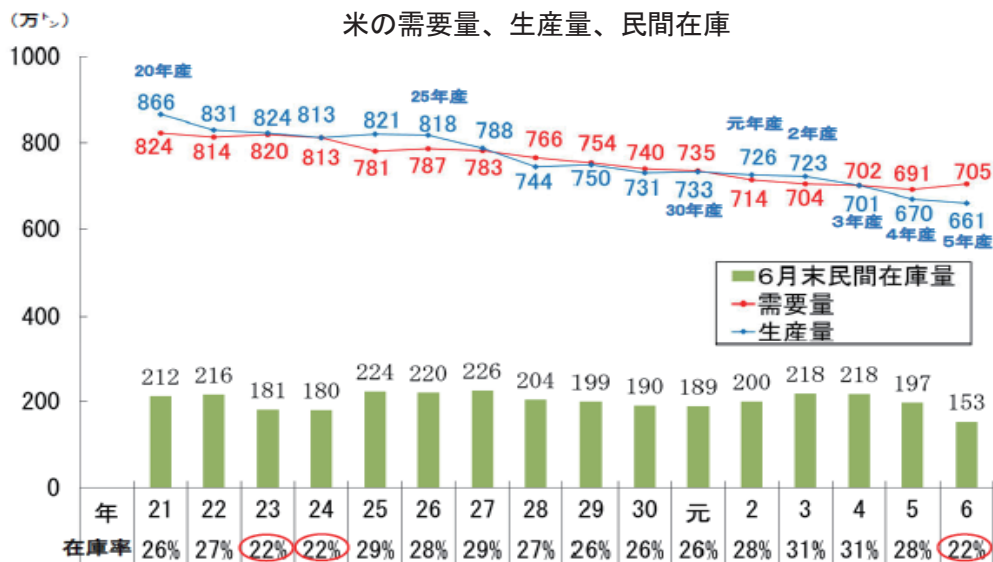
農林水産調査室

所管事項の動向

1 米の需給状況と水田政策

(1) 最近の米の需給と価格の動向

令和6（2024）年6月末の米の在庫量は、令和5（2023）年産米（玄米）の需要が堅調に推移したことから、近年では低い水準となっている。農林水産省は、需要が堅調であることの要因として、①食料品全体の価格の上昇が続く中で米の価格は相対的に上昇が緩やか、②インバウンド等の人流の増加、③高温・渇水の影響による精米歩留まりの低下を挙げている。



（出所）農林水産省「米の需給状況の現状について」（令和6年11月18日）

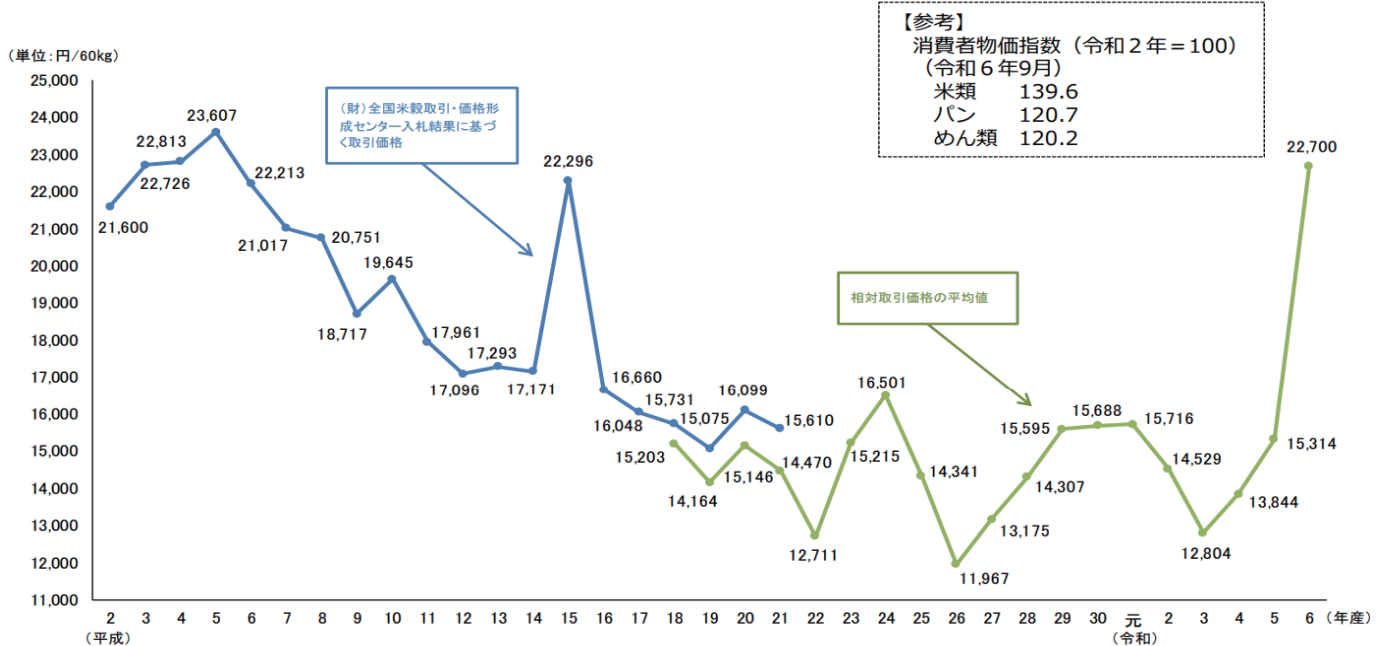
令和6年産米は、一部地域で低温や日照不足等の影響があったものの、全国的にはおおむね天候に恵まれたため、予想収穫量は679万t（前年産に比べ18万t増加）と見込まれる¹。

令和6年産米の集荷にあたり、JAでは概算金の上げ改定が相次いだ。また、令和6（2024）年10月の相対取引価格（全農等の米の出荷業者と卸売業者間の価格）は、全銘柄平均で23,820円/60kgとなり、前年同月比+8,639円（+57%）、前月比+1,120円（+5%）となった²。

¹ 農林水産省「米に関するマンスリーレポート（令和6年11月）」

² 農林水産省「相対取引価格の推移（平成24年産～令和6年産）」

長期的な主食用米の価格の動向



資料：（財）全国米穀取引・価格形成センター入札結果、農林水産省「相対取引価格」

注 1：価格には、包装代、運賃、消費税相当額等を含む。

注 2：年産別平均価格（令和 5 年度は、出回りから令和 6 年 9 月までの速報値、令和 6 年度は、令和 6 年 9 月の速報値）。

※・コメ価格センター取引は、自主流通米の指標価格の形成を図るために実施されていたが、平成 16 年の食糧法改正により計画流通制度が廃止され、義務上場がなくなったこと等を背景に取引が低調となり、平成 21 年度をもって取引を中止。
・コメ価格センター取引が低調となったことを受けて、コメ価格センター取引価格の指標性を確認する観点から、相対取引価格について、農林水産省が 18 年度米から年間取扱数量 5,000 トン以上の全国出荷団体等と卸売業者の取引価格を調査、公表。その後も米の価格動向を把握するため引き続き実施。

（出所）農林水産省ウェブサイト

(2) 水田政策

主食用米の需要量は、長期的には減少傾向で推移している。こうした中、政府は、国土が狭く、農地面積も限られている我が国において、国民の主食である米の安定供給のほか、食料自給率・自給力の向上、多面的機能の維持強化等を図るためには、持続性に優れた生産装置である水田を最大限に有効活用することが重要であるとして、水田活用の直接支払交付金を措置し、麦・大豆等の戦略作物の本作化を進めている。同交付金については、5 年間一度も水張りが行われない水田については交付対象から外す方針が示されている。

なお、米価の変動等による収入減少については、収入保険又は収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）で対応している。

○ 水田活用の直接支払交付金

食料自給率・自給力の向上に資する麦、大豆、米粉用米等の戦略作物の本作化とともに、地域の特色を活かした魅力的な産地づくり、畑地化による高収益作物等の定着等を支援します。

1. 戦略作物助成 水田を活用して、麦、大豆、飼料作物等の作物を生産する農業者を支援
2. 産地交付金 地域の作物振興の設計図となる「水田収益力強化ビジョン」に基づく、地域の特色を活かした魅力的な産地づくりに向けた取組を支援
3. 都道府県連携型助成 都道府県が転換拡大に取り組む生産者を独自に支援する場合に、国が追加的に支援
4. 畑地化促進助成 水田の畑地化や畑地化後の畑作物の定着までの一定期間の支援のほか、農地利用の団地化等に向けた関係者間の調整や種子の確保、土地改良区の地区除外決済金等を支援

○ 米穀周年供給・需要拡大支援事業

業務用米・新市場開拓用米等の安定取引を拡大するために必要な取組等を支援します。

また、産地において、あらかじめ生産者等が積立てを行い、以下の取組を実施する場合に支援します（値引きや価格差補填のための費用は支援の対象外）。

1. 周年安定供給のための長期計画的な販売の取組 主食用米を翌年から翌々年に降に長期計画的に販売する取組（播種前契約、複数年契約の場合は、追加的に支援）
2. 海外向けの販売促進等の取組 主食用米を海外向けに販売する際の商品開発、販売促進等の取組
3. 業務用向け等の販売促進等の取組 主食用米を業務用向け等に販売する際の商品開発、販売促進等の取組
4. 非主食用への販売の取組 主食用米を非主食用へ販売する取組

○ 収入減少のためのセーフティネット

収入保険（青色申告者が対象） 米をはじめ、全ての農産物を対象に、自然災害や価格低下のほか、農業者の経営努力では避けられない様々なリスクによる収入減少を補償します。

農業者ごとに、保険期間の収入が基準収入の9割を下回った場合に、下回った額の9割を上限に補てんします。

農業者は、保険料・積立金等を支払って加入します（保険料の50%、積立金の75%を国庫補助）。

ナラシ対策（認定農業者等が対象） 当年産の販売収入の合計が標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を、国からの交付金と農業者が積み立てた積立金で補てんします。補てんの財源は、農業者と国が1対3の割合で負担します。

（出所）農林水産省農産局「米をめぐる状況について」（令和6年8月）

2 食料・農業・農村基本法の改正を受けた食料・農業・農村基本計画の改定

(1) 食料・農業・農村基本法の改正

我が国の農政の基本方向を示す「食料・農業・農村基本法」（以下「基本法」という。）については、制定からおよそ四半世紀が経過した令和6（2024）年5月、基本理念を①食料安全保障の確保、②環境と調和のとれた食料システムの確立、③多面的機能の発揮、④農業の持続的な発展、⑤農村の振興の5本の柱に整理し直し、あわせて「食料・農業・農村基本計画」（以下「基本計画」という。）のほか、関連する基本的施策を見直す等の改正が行われた。

(2) 食料・農業・農村基本計画の改定

令和6（2024）年8月、内閣総理大臣を本部長とする食料安定供給・農林水産業基盤強化本部において、基本法の改正を受けて、年度内に基本計画を改定する方針が示された。

基本法改正を受けた基本計画改定の検討方向及び政策課題

政策分野	基本計画の検討方向／政策課題
食料安全保障の強化 （輸出拡大等による所得向上）	輸入依存度の高い麦・大豆の増産（水田政策の見直し） 輸出拡大に向けた産地育成（農地の大区画化、有機農業の推進等） 生産資材の確保・安定供給 安定的な備蓄・輸入の確保 合理的な価格の形成 食品アクセスの確保

環境と調和のとれた食料システムの確立	新たな環境直接支払交付金の創設（令和9年度目標）
農業の持続的発展 農村の振興 （生産性の向上（生産方式の革新等）による所得向上）	農業人口減少下での農業の持続的発展 農村人口減少下での地域コミュニティの維持

（出所）食料安定供給・農林水産業基盤強化本部（第8回）（令和6年8月27日）配布資料を基に当室作成

同月、農林水産大臣は、基本計画の改定について、食料・農業・農村政策審議会に諮問した。今後、同審議会の下で課題の分析等が行われ、令和7（2025）年3月に答申が行われる予定となっている。

3 食料安全保障

(1) 食料安全保障の確保

気候変動等による世界的な食料生産の不安定化、世界的な食料需要の拡大に伴う調達競争の激化等により、輸入する食品原材料や生産資材の価格が高騰するなどしており、政府は、食料安全保障の強化が国家の喫緊かつ最重要課題としている。また、近年、地理的な制約や経済的な状況等により、十分な食料を入手できない者が増加していることも課題としている。

令和6（2024）年5月に改正された（6月施行）基本法において、食料安全保障は「良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれを入手できる状態」と定義されたうえで、同法の基本理念の冒頭に位置付けられ、食料の安定的な供給については国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、これと併せて安定的な輸入及び備蓄の確保を図ることとされた。また、食料安全保障の確保に関する基本的施策として、食料の円滑な入手の確保等が規定された。

政府は、「経済財政運営と改革の基本方針 2024」（令和6年6月21日閣議決定）において、食料安全保障という社会課題への対応として、①輸入依存度の高い食料の国産転換のため、水田の汎用化・畑地化を推進すること、②食料の安定供給を維持するため、スマート農業技術の現場実装を加速することを挙げている。

(2) 食料供給困難事態対策法

世界の食料の需給及び貿易が不安定な状況となっている中において食料安全保障を確保するため、令和6（2024）年6月、基本法に関連する個別法として「食料供給困難事態対策法」が制定された。

同法は、米穀、小麦、大豆その他の国民の食生活上又は国民経済上重要な食料の供給が大幅に不足し、又は不足するおそれがある事態に対応するため、食料供給困難事態対策本部の設置、当該食料等の安定供給の確保のための輸入・生産の促進又は出荷の調整の要請等の措置を定めるものであり、現在、政府において、法律の施行³に向けた準備が進めら

³ 施行日は、公布日（R6.6.21）から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日とされている。

れている。

4 漁業共済制度の見直し

漁業は自然環境に左右されやすい産業であるため、中小漁業者の営む漁業について、異常の事象又は不慮の事故によって受ける損失を補填し、漁業再生産の阻害の防止及び漁業経営の安定に資することを目的として、漁業災害補償法に基づく漁業共済が設けられている。国は、漁業者が支払う共済掛金の一部を補助するとともに、漁業共済団体が行う事業の保険事業を行っている。

令和4（2022）年3月に閣議決定された「水産基本計画」では、資源管理や漁場改善に取り組む漁業者の経営を支える漁業収入安定対策については、資源管理や漁場改善を取り巻く状況の変化に対応しつつ、漁業者の経営安定を図るためのセーフティーネットとして効果的かつ効率的にその機能を発揮させる必要があり、漁業共済制度の在り方を含めて検討を行うとされた。

令和6（2024）年8月に開催された食料安定供給・農林水産業基盤強化本部においては、複数の魚種等を対象とできる漁業共済制度を創設し、複合的な漁業を推進するため、漁業災害補償法の改正について、最速で令和6（2024）年中の法案提出に向けて検討を進めるとされた。

5 その他

(1) 地域計画の策定に向けた取組状況

農地をめぐる状況については、農業者の減少や耕作放棄地の拡大が更に加速化し、地域の農地が適切に利用されなくなる懸念が示されている。このような中、令和5（2023）年4月、農業経営基盤強化促進法の改正が施行され、基本構想を定めている市町村は、一体として地域の農業の健全な発展を図ることが適当であると認められる区域ごとに協議の場を設け、地域農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標などを「地域計画」に定めるものとされた⁴。地域計画については、地域農業の将来設計図となるものであり、幅広い意見を取り入れながら、地域の農業関係者が一体となって話し合い、策定することが重要とされている。

農林水産省は、令和7（2025）年3月までに各市町村で地域計画の策定が着実に進められるよう、関係機関・団体と連携しながら現場の取組を後押ししていくとしているが、令和6（2024）年7月末時点の実績で、協議の場を設置した18,022地区のうち、地域計画の策定・公告を行った地区は635地区に留まっている。

(2) 合理的な価格形成の法制化

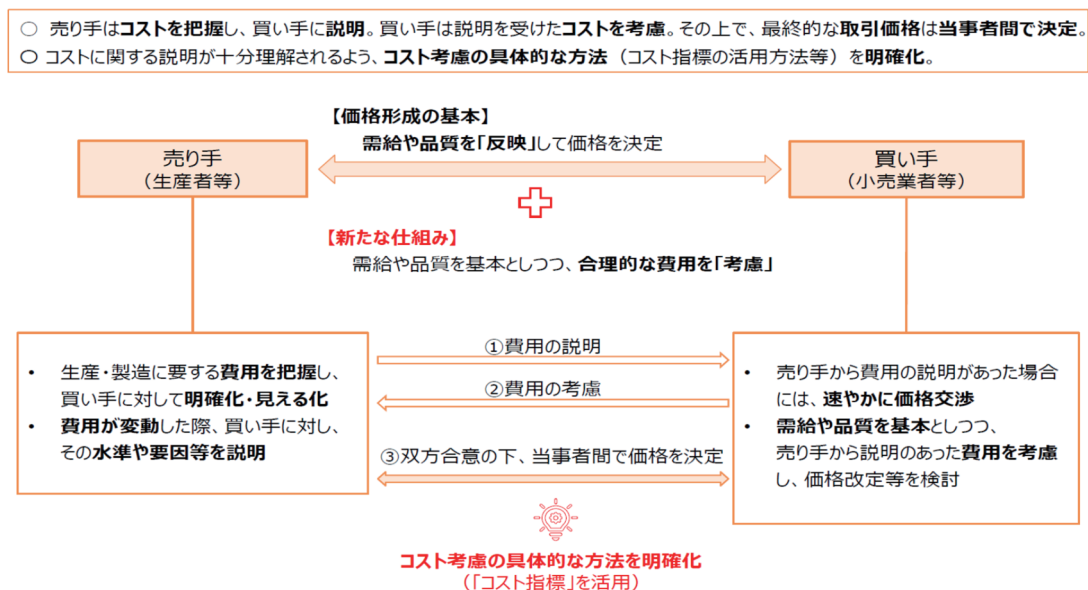
我が国においては、市場経済の下、食品の価格はそれぞれ需給事情等に応じて形成されている。

⁴ 経過措置により、令和7（2025）年3月31日までに定めることとされている。

令和6（2024）年5月に改正された基本法では、食料の価格形成について、食料システムの関係者により食料の持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるようにしなければならないことが規定された。

政府は、これらの費用を考慮する価格形成の仕組みについて、令和7（2025）年通常国会への法案提出に向けて法制化作業を加速することとしており、農林水産省に設置された「適正な価格形成に関する協議会」において、具体的な仕組みが検討されている。

コストを考慮した取引の実施（考え方）



（出所）適正な価格形成に関する協議会（第5回）（令和6年8月2日）配布資料

（3）土地改良法制の見直し

我が国の農業を成長産業にするとともに、食料安全保障の確立を図るためには、農地を大区画化するなど農業生産基盤を整備し良好な営農条件を整えるとともに、国土強靱化の観点から農業水利施設の長寿命化等の防災・減災対策を効果的に行うことが重要とされている。

令和6（2024）年5月に改正された基本法では、農業生産基盤の整備に加え、保全に必要な施策も講ずるものとされた。

政府においては、農地中間管理機構関連事業の拡充や、国等の発意による施設更新の仕組み導入等、土地改良法について令和7（2025）年通常国会への改正案の提出を視野に検討が進められている。

（4）日本型直接支払における環境負荷低減の取組への支援

国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全等の農村で農業生産活動が行われることで生まれる「農業・農村の多面的機能」の維持・発揮を図るため、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、日本型直接支払制度が実施されている。同制度は、多面的機能支払制度、中山間地域等直接支払制度、環境保全型農業直接支払制度の三つから構成されている。

また、政府は、環境保全型農業直接支払交付金について、令和 9（2027）年度を目途に、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」（以下「みどりの食料システム法」という。）に基づき先進的な環境負荷低減の取組を行う場合に交付金を交付する仕組みに移行することを検討している。

(5) 環境負荷低減のクロスコンプライアンスの導入

農林水産省は、各種支援の実施に当たって、そのことが環境に与える負荷を低減するように、全事業を対象にその要件として最低限行うべき環境負荷低減の取組を義務化するクロスコンプライアンスを令和 9（2027）年度から本格実施することとしている。

具体的な手続は、①事業実施主体が、事業申請時に取り組む内容をチェックして提出、②事業実施主体が、事業報告時に実際に取り組んだ内容をチェックして提出、③申請や報告を受ける国や自治体等が、完了検査時等に報告内容を確認、という流れである。令和 6（2024）年度については、①のみに限定して実施することとし、令和 7（2025）年度以降、②、③についても順次導入し、令和 9（2027）年度からは本格実施として、全ての事業で①～③を行うこととしている。

具体的な取組内容は、みどりの食料システム法の基本方針に位置付けられた「農林漁業に由来する環境負荷に総合的に配慮するための基本的な取組」をベースとしたものが、各事業の要綱等で示される。

農林漁業に由来する環境負荷に総合的に配慮するための基本的な 7 つの取組

 適正な施肥 例) ・肥料の使用状況の記録・保存 ・作物の生育や土壌養分に応じた施肥 等	 適正な防除 ・農薬の使用状況の記録・保存 ・農薬ラベルの確認・遵守、農薬の飛散防止 等	 エネルギーの節減 ・電気・燃料の使用状況の記録・保存 等	 悪臭・害虫の発生防止 ・家畜排せつ物の適正な管理 等
 廃棄物の発生抑制 循環利用・適正処分 ・プラスチック製廃棄物の削減や適正処理 等	 生物多様性への悪影響の防止 ・病害虫の発生状況に応じた防除の実施 等	 環境関係法令の遵守等 ・営農時に必要な法令の遵守 ・農作業安全に配慮した作業環境の改善 等	

（出所）農林水産省「環境負荷低減のクロスコンプライアンスの導入について」（令和 6 年 7 月）

(6) 農林中央金庫の財務

農林中央金庫（以下「農林中金」という。）は、農林中央金庫法に基づく金融機関であり、農林水産省及び金融庁の監督の下、農協等から出資を受け、農協等の預金の受入れや

農協等に対する資金の貸付け等を行うこととされている。

農林中金については、金利上昇の影響により評価損が拡大した米国や欧州の国債の売却により、令和 6（2024）年度において 1 兆 5,000 億円規模の赤字になる可能性が生じた。

農林中金は、令和 6（2024）年 9 月に永久劣後ローン 7,169 億円を償還の上、新たに後配出資 7,360 億円の割当を実施し、さらに、今年度中に約 6,000 億円の期限付劣後ローンの借入れを行い、これらの資本増強を踏まえ強固な収益基盤の確立に向けた取組を図っていくとしている。

また、農林水産省は、同月から「農林中金の投融資・資産運用に関する有識者検証会」を開催し、農林中金による農業・食品産業への投融資や資産運用についての検証を行っている。

（7）鳥獣被害防止対策

野生鳥獣による農作物被害額は約 156 億円（令和 4（2022）年度）であり、農林水産省は、営農意欲の減退、耕作放棄・離農の増加等、数字に現れる以上に農山村に深刻な影響を及ぼすとしている。

同省は、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」に基づいて市町村が行う被害防止計画の作成や鳥獣被害対策実施隊の設置・体制強化、同計画に基づく鳥獣の捕獲等、被害防除、生息環境管理等の取組を支援している。

財務省が令和 6（2024）年 6 月に公表した予算執行調査の調査結果においては、鳥獣被害防止総合対策交付金事業の実地調査を行った農地 33 か所のうち約 8 割で侵入防止柵の設置・維持管理に不備が見られたこと等から、今後の改善点・検討の方向性として、予算の縮減を含め予算措置の在り方を抜本的に見直すべきと指摘された。これに対し、農林水産大臣は、農業生産を継続し集落を維持していくためには鳥獣対策は不可欠であり、同交付金の効果的な執行が確保されるよう検討していくと述べている。

内容についての問合せ先

農林水産調査室 本山首席調査員（内線 68540）